

奈良県地域防災計画検討委員会及びその公開に関する取扱要領（案）

奈良県地域防災計画検討委員会

1 趣旨

この要領では、奈良県地域防災計画検討委員会（以下「会議」という。）及びその議事録の公開に関し必要な事項を定める。

2 会議の公開

会議は原則として、公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合。

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

ただし、非公開とする場合は、会長が会議に諮って決定することとし、非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により明らかにするものとする。

3 会議開催の周知

会議を公開する場合は、原則として会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知することとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

4 公開の方法

(1) 会議は、会議を公開するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 会議は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

5 議事録等の公開

(1) 原則として、会議の議事録は、会議終了後速やかに奈良県のホームページに掲載することにより公開する。

議事録には次の事項を記載するものとする。

ア 会議の名称、開催日時及び場所

イ 出席者の氏名

ウ 議題

エ 公開又は非公開の別（公開の場合は傍聴人数、非公開の場合はその理由）

オ 議事内容

(2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、座長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月 日から施行する。